

『新調理師養成教育全書(必修編)』新旧対照表
(第4版→第5版)

第1巻 食生活と健康

第4版			第5版		
ページ	行等	内容	ページ	行等	内容
口絵	食品の自給割合		口絵	食品の自給割合	<データ更新>
口絵	調理師を置く施設は？		口絵	調理師を置く施設は？	<一部変更>
P3	L13	2018年(平成30)の平均寿命は、	P3	L13	2020(令和2)年の平均寿命は、
P3	②【高齢社会】		P3	②【高齢社会】	<一部変更>
P4	●1-1		P4	●1-1	<データ更新>
P4	●1-2		P4	●1-2	<データ更新>
P4	L1	男性81.25歳、女性87.32歳である(1-1)。	P4	L1	男性81.56歳、女性87.71歳である(1-1)。
P4	L2~4	2018年(平成30)の平均寿命は、男性は香港、スイスに続き世界第3位、女性は香港に続き世界第2位である。	P4	L2~4	2020(令和2)年の平均寿命は、WHOの発表で、男性はスイスに続き世界第2位、女性は世界第1位である。
P4	L7~8	人口1,000人に対して16~25を示していたが、2017年には10.8となっている。	P4	L8	人口1,000人に対しておよそ16~25を示していたが、2021年には11.7となっている。
P5	●1-3		P5	●1-3	<データ更新>
P5	L5	2017年(平成29)には1.9となり	P5	L5	2021(令和3)年には1.7となり
P5	L11	心疾患、脳血管疾患による死亡が約半分以上を	P5	L11	心疾患による死亡が3分の1以上を
P5	L14	2013年には	P5	L14	2013(平成25)年には
P6	●1-4		P6	●1-4	<データ更新>
P6	L3~4	厚生労働省が発表した2016年(平成28)のわが国の健康寿命は、男性72.14歳、女性74.79歳	P6	L3~4	厚生労働省が発表した2019(令和元)年のわが国の健康寿命は、男性72.68歳、女性75.38歳
P6	L9	ヘルスプロモーションという概念	P6	L9	ヘルスプロモーションという理念
P7	●1-5		P7	●1-5	<一部変更>
P7	COLUMN 健康長寿を実現する長野県	都道府県別に見た高齢者医療費が	P7	COLUMN 健康長寿を実現する長野県	都道府県別に見た後期高齢者医療費が
P7	L11	基準となる区域	P7	L11	基準となる範囲
P8	L3~4	高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの	P8	L4	高血圧、脂質異常、糖尿病などの
P8	L7	わが国では、2008年に、	P8	L7	わが国では、2008年4月に、
P8	L9~10	2023年度までに2008年度比で25%減とする	P8	L9~10	2023(令和5)年度までに2008年度比で減少率25%以上とする
P8	L23~24		P8	L23~24	<内容更新>
P8	L24~25	痩せの割合は男性4.0%、女性10.3%であり、	P8	L24~25	痩せの割合は男性3.9%、女性11.5%であり、
P9	●1-6		P9	●1-6	<データ更新>
P9	●1-7		P9	●1-7	<データ更新>
P10	MEMO [調理師免許交付数]		P10	MEMO [調理師免許交付数]	<データ更新>
			P10	参照ページ	<新規追加>▷調理師法
P12	L9	養成施設の修業年限は	P12	L9	調理師養成施設の修業年限は
P12	L18~19	なお、免許を取得できるのは、指定を受けている養成施設を卒業した者	P12	L18~19	なお、免許を取得できるのは、都道府県知事により指定を受けている調理師養成施設を卒業した者
P12	L30~31	飲食物を調理して供与するもの	P12	L31~32	飲食物を調理して供与するもの(施行規則第4条)
P12	MEMO [調理師養成施設]		P12	MEMO [調理師養成施設]	<データ更新>
P13	L1~2	単に食膳の運搬やボーイ、ウェイトレス、血洗い、出前持ち、	P13	L3~4	単に食膳の運搬や給仕(ホール)、血洗い、フードデリバリーの配達員、
P13	●1-9		P13	●1-9	<一部変更>
			P14	L5	<新規追加>(本籍地または国籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)が省略されているもの)
P14	L19	(3)調理師名簿の訂正および免許証の書き換え交付・再交付	P14	L24	(3)調理師名簿の訂正および免許証の書き換え交付・再交付・ 削除
P14	L29	b 免許証の書き換え(施行令第13条)	P15	L1	b 免許証の書き換え交付(施行令第13条)
P16	L4~5	5日以内に免許証を都道府県知事に返納	P16	L10~11	5日以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納
P16	●1-12		P16	●1-12	<内容変更>
P16	MEMO [就業届け出制度]		P16	MEMO [就業届け出制度]	<データ更新>
P17	●1-13		P17	●1-13	<一部変更>
P18	MEMO[専門調理師および調理技能士]		P18	MEMO[専門調理師および調理技能士]	<データ更新>
P18	●1-14		P18	●1-14	<内容更新>
P21	L5~6	がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾病や、糖尿病、高血圧、脂質異常症は生活習慣によって	P21	L12~13	がん、心疾患、脳血管疾患の三大疾病や、糖尿病、脂質異常症、高血圧は生活習慣によって
P24	L3~5	さらに約70年後の2017年(平成29)を比較すると	P24	L3~5	さらに、約70年後の2021(令和3)年を比較すると
P25	L7~8	衛生教育も予防活動として	P25	L7~8	健康教育も予防活動として
P26	●2-1		P26	●2-1	<データ更新>
P26	●2-2		P26	●2-2	<一部変更>
P26	L5~6	特にわが国の死亡率の半数以上を占める	P26	L5~6	特に、わが国の死亡原因の約半数を占める
P27	●2-4		P27	●2-4	<データ更新>
P28	●2-5		P28	●2-5	<データ更新>
P28	●2-6		P28	●2-6	<データ更新>
P29	●2-7		P29	●2-7	<データ更新>
P30	COLUMN がんを防ぐための新12カ条2017		P30	COLUMN がんを防ぐための新12カ条	<内容更新>
P31	L5	遺伝要因を知ったうえで、その集団の	P31	L5~6	遺伝要因を知ったうえで、個人々人やその集団の
P31	L11	七つの生活	P32	L1	七つの健康
P32	L6	45歳の	P32	L7	45歳時点での

P33	L5	三大生活習慣病で、わが国の全死亡率の半数以上を占めて	P33	L5	三大生活習慣病で、わが国の全死亡原因の約半数を占めて
P36	●3-2		P36	●3-2	〈一部変更〉
P37	L9~19	3 ゼロ次予防	P36	MEMO	〈MEMO[ゼロ次予防]に変更〉
P37	L21	2002年(平成14)8月2日に健康増進法が制定され	P37	L10	2002(平成14)年8月2日に健康増進法が公布され
P39	L14~15	具体的な健康づくり施策が必要である	P39	L4~5	具体的な健康づくりの施策が必要である
P40	L9	集計などの事務は国立健康・栄養研究所が	P39	L31~32	集計などの事務は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が
P41	L19~27		P41	L8~18	〈内容変更〉
P42	L21~22	新健康フロンティア戦略では	P42	L15	この戦略では
P42	L25	それぞれの分野ごとの対策を打ち出している	P42	L19	それぞれの分野ごとの対策を打ち出した
P42	MEMO[第1次国民健康づくり対策]	健康づくりの啓発普及活動が	P41	MEMO[第1次国民健康づくり対策]	健康づくりの普及啓発活動が
P42	MEMO[第2次国民健康づくり対策]	健康運動士等の養成が	P42	MEMO[第2次国民健康づくり対策]	健康運動指導士等の養成が
P43	●3-3		P43	●3-3	〈一部変更〉
P43	L5	2014年(平成26)に実施された	P42	L24	2018年に実施された
P43	L6	世帯の収入が低いほど、穀類の摂取量が多く、	P42	L25~26	世帯の収入が低いほど、主食・主菜・副菜を組み合わせず食べている食事の頻度が少なく、
P43	L9~10	医療施設の減少や買い物弱者の増加など、地域的な健康格差も大きな問題となっている。	P43	L2~3	医療施設の減少や買い物弱者の増加など、地域的な支援環境の健康格差も大きな問題となっている。
P43	L13~14	2013年度から10年間、21世紀における第2次国民健康づくり運動	P43	L6~7	2013(平成25)年度から11年間、21世紀における国民健康づくり運動
P43	L16	②主要な生活習慣病	P43	L9	②生活習慣病
P47	L4	また、面接相談だけでなく、	P45	L3	また、面接相談や、
P47	L23	景品表示法、薬事法、計量法など複数の法律によって規制されて	P47	L15~16	景品表示法、薬事法(現・薬機法)、計量法など複数の法律によって規定されて
P47	MEMO[JAS法]		P47	MEMO[JAS法]	〈一部変更〉
			P47	MEMO[食品表示法]	〈新規追加〉
P48	●3-6		P48	●3-6	〈一部変更〉
P48	L1~2	通常の栄養成分表示に加えて、強調表示や	P47	L24~25	通常の栄養成分表示に加えて、栄養強調表示や
P48	L13	b 強調表示	P48	L5	b 栄養強調表示
P48	L16	強調表示をする場合は	P48	L8	栄養強調表示をする場合は
P48	L18~19	さらに低カロリー、カルシウム強化などの強調表示を行う場合は	P48	L10~11	さらに、低カロリー、カルシウム強化などの栄養強調表示を行う場合は
P49	L2	ナトリウム塩無添加に関する強調表示	P48	L14	ナトリウム塩無添加に関する栄養強調表示
P49	L4	低カロリーを強調表示した	P48	L16	低カロリーを栄養強調表示した
P49	●3-8		P49	●3-8	〈内容更新〉
P51	L1~2	その摂取により表示されている保健の目的が期待できるという表示をするものである	P50	L31~32	その摂取により当該特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものである
P51	L17~18	また老化防止、痩せるなど、身体の機能や構造に	P51	L13~14	また、老化防止、痩せるなど、体の機能や構造に
P52			P52	L5~7	〈新規追加〉
P52	●3-12		P52	●3-12	〈一部変更〉
P53	L10	厚生労働省による	P53	L8	厚生労働省により示された
P53	L12	HACCP	P53	L10	HACCP(ハサップ)
P53	参照ページ	HACCP… 第3巻「食品の安全と衛生」P.161 参照	P53	参照ページ	HACCP… 第3巻「食品の安全と衛生」P.162 参照
P60	L8~9	「生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの」	P60	L8~9	「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」
P60	L11	生涯にわたって健全な心と体を培い	P60	L11	生涯にわたって健全な心と身体を培い
P61	L2~3	心と身体を培い	P61	L3	心と身体を培い
P63	●4-1		P62	参照ページ	〈新規追加〉▶食育基本法
P64	L14	生産者と消費者の交流促進、	P63	●4-1	〈一部変更〉
P64	L20	食文化継承のための	P64	L14	生産者と消費者との交流の促進、
P64	L25	食品の安全性、栄養その他食生活	P64	L20	食文化の継承のための
P64	L32	5 食育推進会議・基本計画	P64	L25	食品の安全性、栄養その他の食生活
P65	L14	6 食育白書	P64	L32	5 食育推進会議・基本計画(第26~33条)
P65	L16	2006年に出版された初の「食育白書」	P65	L14	6 食育白書(第15条)
P65	L17~18	家族そろって食卓を囲む回数が年々減り、毎日夕食を共にしているのは4世帯に1世帯になる	P65	L16	2021(令和3)年度の「食育白書」
P65	●4-2		P65	L17~18	家族そろって食卓を囲む「共食」の回数が年々減り、ほとんど毎日夕食を共にしているのは64.6%になる
P65	MEMO[食育に関する意識調査]		P65	●4-2	〈データ更新〉
P66	COLUMN 食育推進基本計画(第3次)		P65	MEMO[食育に関する意識調査]	〈内容更新〉
P68	L15~22		P66	COLUMN 食育推進基本計画(第4次)と食育ビクトグラム	〈内容更新〉
P68	L24	2018年度の食料自給率は、37%である。	P68~69	L29~L3	〈内容変更〉
P69	●4-3		P69	L5	2020(令和2)年度の食料自給率は37%である。
P69	L4~5	年間の食品廃棄量は、食料消費全体の2割にあたる約1,700万tで、	P69	●4-3	〈データ更新〉
P69	L6	いわゆる食品ロス、500万~800万t	P70	L6	年間の食品廃棄量は約2,372万tで、
P69	L7~8	これは、日本人1人当たりに換算すると、おにぎり約1~2個分が毎日捨てられている計算となる。	P70	L8	いわゆる食品ロスは、約522万t
P71	L2~3	2 職場における実践	P70	L8~10	これは、日本人1人当たりに換算すると、茶碗約1杯に近い量が毎日捨てられている計算となる。
P71	L17	(1)学校、保育所における食育	P71	L17	2 学校、保育所における実践
P72	L17	(2)食品関連事業者等の食育の取り組み	P72	L24	(3)食品関連事業者等の食育の取り組み
P72	L17	(3)調理師養成施設における実践	P72	L30	(4)調理師養成施設における実践
P74	CLIP 労働安全衛生法	特に一定規模の事業においては	P74	CLIP	特に一定規模の事業者においては
P76	L9	長時間身体の局所	P76	L9	長時間体の局所
P77	L17	d 有給休暇	P77	L17	d 年次有給休暇

P77	L24~25	使用者は休業期間中平均賃金の	P77	L24~25	使用者は休業期間中の労働者に平均賃金の
P77	L27	政令で定める率の	P77	L28	政令で定める率以上の
P80	●5-2		P80	●5-2	〈データ更新〉
P80	L7~8	2018年(平成30)における、労働災害の死亡者数を業種別に見ると、総数909人のうち、建設業が309人(34.0%)、製造業が183人(20.1%)と、	P80	L7~8	2021(令和3)年における、労働災害の死亡者数を業種別に見ると、総数867人のうち、建設業が288人(33.2%)、製造業が137人(15.8%)と、
P81	L14	この図からも	P81	L15	このグラフからも
P81~82	L15~L1	調理人の数は年々増加している。これは、外食や中食の増加に伴うものである。	P82	L1	調理人の数はゆるやかに増加傾向である。
P81	●5-3		P81	●5-3	〈データ更新〉
P82	●5-4		P82	●5-4	〈データ更新〉
P82	L4	年々就業者数が増加傾向を示している調理師だが、	P82	L4	就業者数が緩やかに増加傾向を示している調理師だが、
P82	L12~13	いわれている。	P82	L13	いわれている(「賃金構造基本統計調査」の調理士の労働時間より算出)。
P83	L24~25	労働安全衛生法施行規則	P83	L25	労働安全衛生規則
P84	L13	3 調理場での衣服	P84	L15	3 調理施設での衣服
P85	●5-5		P85	●5-5	〈一部変更〉
P86	●5-6		P86	●5-6	〈データ更新〉
P86	●5-7		P86	●5-7	〈データ更新〉
P86	L1	調理場内の熱中症	P86	L4	調理施設内での熱中症(しょう)
P87	L3	快適な調理場の	P87	L3	快適な調理施設の
P88	L9	ホメオスタシス	P88	L9	ホメオスタシス
P91	MEMO [大気汚染と健康被害]		P91	MEMO [大気汚染と健康被害]	〈一部変更〉
P92	L1	標高3,776mでは約88°C	P92	L1	標高3,776mでは約87°C
P92	L6~7	そのほか、高圧は超高压殺菌や器具・床などの洗浄、食品の切断などに利用されている。反対に減圧は	P92	L6~7	その他、高圧は超高压殺菌などに利用され、反対に、減圧は
P93	L4	太陽放射線量	P93	L2	太陽から放射されるエネルギー
P93	COLUMN 水の種類と調理への利用		P93	COLUMN 水の種類と調理への利用	〈一部変更〉
P94	L7	利用されている。また、発展途上国	P94	L5~6	利用されている。強い圧力をかけた高圧の水は、器具・床などの洗浄、食品の切断などにも利用されている。また、発展途上国
P94	L13~14	2015年(平成27)に283L(2L入りのペットボトル141.5本分)にも相当する)	P94	L12~13	2018年(平成30)に287.1L(2L入りのペットボトル143.6本分)にも相当する)
P94	L15~16	水道普及率は2018年3月現在98.0%	P94	L14~15	水道普及率は2020(令和2)年度現在98.1%
P94	CLIP 水道法		P94	CLIP 水道法	第4条(水質基準)
P94~95	L19~L1	クリプトスポリジウム原虫症	P94	L18~19	クリプトスポリジウム
P95	L9	下水道普及率は2017年3月現在78.8%で	P95	L8	下水道普及率は2022(令和4)年3月現在80.6%で
P95	MEMO[汚水処理人口普及率]		P95	MEMO[汚水処理人口普及率]	〈一部変更〉
P96	L5~6	2017年度(平成29)において年間約4,289万tで、1人1日当たり920gという	P96	L5~6	2020(令和2)年度において年間約4,167万tで、1人1日当たり901gという
P96	L16	2000年6月より	P96	L16	2001(平成13)年1月より
P96	COLUMN 食料自給率と残飯の量		P96	COLUMN 食料自給率と食品ロス	〈内容変更〉
P98	L12~13	公害対策基本法が環境基本法に改正された	P98	L12~13	公害対策基本法を引き継ぐかたちで環境基本法が制定・施行された
P100	L23	患者数は	P100	L25	認定患者数は
P102	L7	微粒子状物質	P102	L7	微小粒子状物質
P102	L13	1953年(昭和28)頃から熊本県水俣市に	P102	L13	1956(昭和31)年に熊本県水俣市に
P102	COLUMN 水銀の利用		P102	COLUMN 水銀の利用	〈一部変更〉
P103	L5	水俣病患者数は	P103	L4	水俣病認定患者数は
P103	L6	新潟水俣病患者数も	P103	L5	新潟水俣病認定患者数も
P103	L12	イタイイタイ病の患者数は	P103	L11	イタイイタイ病の認定患者数は
P103	⑥【カドミウム】	悪心、嘔吐、腹痛、呼吸器障害など、慢性中毒では肺、腎臓、骨などに	P103	⑥【カドミウム】	嘔吐、吐き気、下痢などの消化器症状、慢性中毒では腎臓、骨などに
P105	●6-5		P105	●6-5	〈内容変更〉
P107	●6-7		P107	●6-7	〈データ更新〉
P110	L1~28	1 環境ホルモン			〈削除〉
P110	L29	2 地球温暖化	P110	L1~28	〈新規追加〉
P111	●6-8		P110	L27	4 地球温暖化
P111	●6-9		P111	●6-8	〈一部変更〉
P112	L8~9	また、温室効果ガスの量の6割は二酸化炭素で、2割はメタンが占める。	P111	●6-9	〈一部変更〉
P112	COLUMN 東京都心の温度の上昇		P112	L7~8	また、日本の温室効果ガスの排出量の9割以上を二酸化炭素が占める。
P113	L2	3 酸性雨	P112	COLUMN 東京都心の温度の上昇	〈内容更新〉
P113	L11	4 オゾン層の破壊	P113	L1	5 酸性雨
P113	●6-10		P113	L10	6 オゾン層の破壊
P114	●6-11		P113	●6-10	〈データ更新〉
P115	L6	5 食品に含まれる放射性物質	P114	●6-11	〈一部変更〉
P115	L13	放射能が	P115	L6	7 食品に含まれる放射性物質
P115	L16	6 循環型社会の形成	P115	L13~14	放射性物質が
P115	L23	容器包装リサイクル法(平成7年12月施行)	P115	L16	8 循環型社会の形成
P115	L24	ガラス、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器などを	P115	L23	容器包装リサイクル法(平成7年12月制定)
			P115	L24	ガラス製容器、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装を

P115	MEMO[原子力施設等の防災対策について(防災指針)]		P115	MEMO[原子力災害対策指針]	〈一部変更〉
P115	MEMO[ペットボトルの回収]		P115	MEMO[ペットボトルの回収]	〈一部変更〉
P116	L6~7	目的としている。再生紙で	P116	L8~9	目的としている。公的機関ではグリーン購入に努めることが義務、民間においても努力が求められている。再生紙で
P116	L8~9	家電製品を買ったり、レジ袋をもらわないで自分の袋を持っていったりすること	P116	L10	家電製品を買ったりすること
P117	●6-13		P116	MEMO	〈新規追加〉 MEMO[プラスチック資源循環促進法]
			P117	●6-13	〈一部変更〉
			P120	L1~2	〈新規追加〉 制定:昭和33年5月10日法律第147号 最終改正:平成26年6月4日法律第51号
P123	L7		P123		〈削除〉
			P123	L11~12	〈新規追加〉 制定:昭和33年11月4日政令第303号 最終改正:平成27年3月31日政令第128号
P123	L23	「厚生労働省令」=調理師法施行規則第7条	P123	L22	「厚生労働省令」=調理師法施行規則第8条
P128	L32		P128		〈削除〉
			P129	L3~4	〈新規追加〉 制定:昭和33年12月13日厚生省令第46号 最終改正:令和4年4月8日厚生労働省令第81号
P130	L5~6	二 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第一号、第十四号又は第三十二号に掲げる営業	P130	L5~7	二 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号、第4号、第25号又は第26号に掲げる営業(喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を除く。)
P130	L12~13	二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)及び住所	P130	L13	二 住所
P131	L24	当該大学等を卒業した後2年以上	P131	L23~25	当該大学等を卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程(第14条の8第2号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後2年以上
P136	別表第3(第6条関係) 調理実習室	調理実習用具	P136	別表第3(第6条関係) 調理実習室	調理実習用具
			P136	L1	〈新規追加〉 制定:平成9年5月12日厚生省告示第119号 最終改正:平成26年3月31日厚生労働省告示第195号
P136	L3~4	調理師試験基準(平成9年厚生省告示第109号)を次のように改め、平成28年4月1日から適用する。	P136	L3~5	調理師試験基準を次のように定め、平成11年4月1日から適用し、昭和34年厚生省告示第13号(調理師試験基準を定める件)は、平成11年3月31日限り廃止する。
			P137	L2~3	〈新規追加〉 改正文(平成26年3月31日厚生労働省告示第195号)抄 平成28年4月1日から適用する。
			P137	L4~5	〈新規追加〉 制定:平成14年8月2日法律第103号 最終改正:令和3年5月19日法律第37号
P139	L9~10	申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣に	P139	L14	申請書を内閣総理大臣に
			P140	L1~2	〈新規追加〉 制定:平成17年6月17日法律第63号 最終改正:平成27年9月11日法律第66号